

産業廃棄物処理計画書

令和5年6月16日

広島市長

提出者

住所 広島県安芸郡海田町蟹原一丁目3-15

氏名 正田建設株式会社

代表取締役 正田 俊

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 082-822-4148

広島県生活環境の保全等に関する条例第85条第1項の規定により、令和 5 年度の産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	正田建設株式会社
事業場の所在地	広島県安芸郡海田町蟹原一丁目3番15号
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項 別紙1, 2のとおり	
①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高 795, 116, 255円 （前年度実績）
③従業員数	25人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	現場排出→委託業者回収→委託業者処分→最終処分

条例別紙1
(条例-産業廃棄物処理計画書)

現状：前年度（令和4年度）実績量
計画：今年度（令和5年度）計画量

単位：トン／年

単位：トン／年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻																				
汚泥	360	0									360	0								
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
廃プラスチック類	6	4									6	4			6	4				
紙くず																				
木くず	103	20									103	20			103	20				
繊維くず																				
動植物性残さ																				
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず																				
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず		21										21				21				
鋳さい																				
がれき類	52	400									52	400			52	400				
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ばいじん																				
廃石膏ボード	20	0									20	0								
建設混合廃棄物	17	0									17	0			17	0				
石綿含有産業廃棄物	2	0									2	0								
合計	560	445	0	0	0	0	0	0	0	0	560	445	0	0	178	445	0	0	0	0

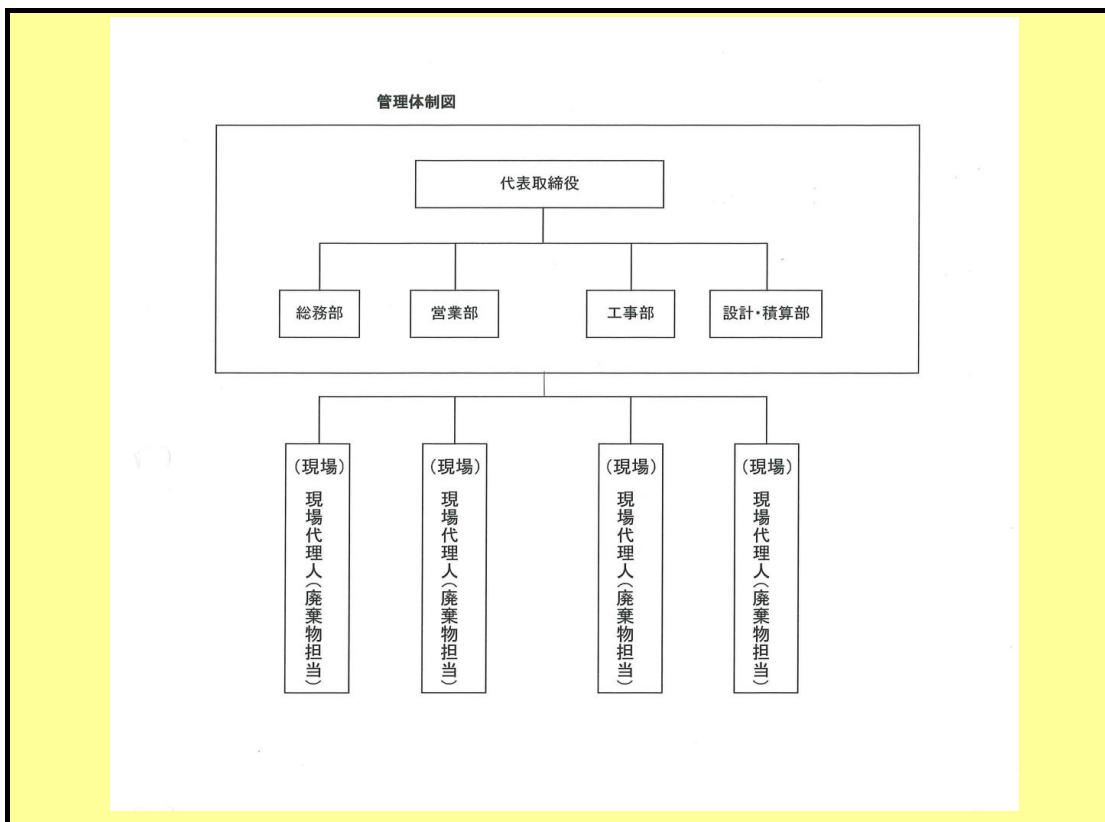
※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

条例別紙2(条例-産業廃棄物処理計画書)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したもので提出可能です。

1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等)



2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・工法の改善 ・実寸発注の実施 ・余剰材の引き取り
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・梱包材の簡略化 ・ユニット化持ち込み ・維持修理しやすい構造、部材等の採用

3 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	がれき類(コンクリート塊、アスファルト塊)、木くず、石膏ボード、金属くず、廃プラスチック類は種類ごとに分別する。
②計画 (今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	上記の事項を継続実施

4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	現在、実施していない
②計画 (今後実施する予定の取組)	今後も実施する計画はない

5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	現在、実施していない
②計画 (今後実施する予定の取組)	今後も実施する計画はない

6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	現在、実施していない
②計画 (今後実施する予定の取組)	今後も実施する計画はない

7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	<ul style="list-style-type: none">・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している・マニフェストを通し、各委託業者の管理、監視の徹底・再資源化率野高い業者を選定している。
②計画 (今後実施する予定の取組)	<ul style="list-style-type: none">・上記事項を継続実施